

香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成31年 3月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第11号

香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則

香川県新規産業創出支援センター規則（平成11年香川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の減免)</p> <p>第14条 工房利用者のうち、<u>公益財団法人かがわ産業支援財団が実施するビジネスモデルの企画に係る公募により、当該企画が最も優秀であると認定された者であって、知事が特に必要と認めるもの</u>については、知事が別に定めるところにより、使用料を減免する。</p> <p>2 前項の規定による減免を受けようとする者は、あらかじめ、<u>インキュベーター工房使用料減免申請書</u>（第5号様式）を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(使用料の減額)</p> <p>第14条 工房利用者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、知事が別に定めるところにより、使用料を減額する。</p> <p>(1) <u>インキュベーター工房で実施する事業が知事が定める事業の分野に属するものである者</u></p> <p>(2) <u>製造業を営む者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者に限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人でその経営基盤又は運営基盤が特にせい弱なものであって、その事業活動を支援する必要があると認められるもの</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる者のほか、知事が特に必要があると認める者</u></p> <p>2 前項の規定による減額を受けようとする者は、あらかじめ、<u>インキュベーター工房使用料減額申請書</u>（第5号様式）を知事に提出しなければならない。</p>

第5号様式（第14条関係）

インキュベート工房使用料減免申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所

氏名

（団体にあつては、その  
名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） -

インキュベート工房の 年度における使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 工 房	階	号室	m <sup>2</sup>
利 用 期 間	年	月	日から 年 月 日まで
使用料の減免を受ける理由			
連絡先	担当者氏名		
	担当部署		
	電話番号		
	FAX番号		
備 考			

第5号様式（第14条関係）

インキュベート工房使用料減額申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所

氏名

（団体にあつては、その  
名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） -

インキュベート工房の 年度における使用料の減額を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 工 房	階	号室	m <sup>2</sup>
利 用 期 間	年	月	日から 年 月 日まで
使用料の減額を受ける理由			
連絡先	担当者氏名		
	担当部署		
	電話番号		
	FAX番号		
備 考			

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。